

安城市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和5年2月22日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

1 令和5年安城市監査公表第2号（公表日令和5年1月26日）関係分

2 措置の状況 生涯学習課（令和5年2月2日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
業務委託契約において、前回と同様に長期継続契約で契約書に各年度の支払金額が明示されていなかったため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
1 1月9日に各年度における支払金額を明示したものを添付した契約書に修正し、11月29日に締結を完了した。 今後は、当初契約時に年度別の支払金額を明示したものを添付するように職員に周知した。また、課で作成した「契約事務チェックリスト」にも、長期継続契約の確認項目として追加し、運用することとした。さらに、次期更新が令和6年度であるため、職員の異動に備えてその旨を明示したものを簿冊に綴っておくこととした。